

(平成21年1月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認石川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

国民年金関係 7 件

石川国民年金 事案134

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から同年3月まで

申立期間当時は、夫と私の二人分の国民年金保険料を納税組合の集金を通じて一緒に納付していたが、申立期間については夫の保険料のみ納付したことであり、私の保険料が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫と共に昭和44年1月ごろに国民年金の加入手続を行い、その時期に既に時効が到来していたため納付できなかった期間を除く42年1月から43年3月までの国民年金保険料を過年度納付するなど、申立期間の3か月を除き、42年1月以降の国民年金加入期間について保険料をすべて納付している。また、申立人の夫は、申立期間を含め、42年1月以降の保険料をすべて納付しており、44年1月の加入手続以降、夫婦の国民年金保険料の納付への意識は高かったことがうかがわれる。

さらに、申立人は、申立人の夫と申立人自身の夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付してきたとしており、そのことは市役所が保管する被保険者名簿からも確認できることから、申立期間について申立人のみ保険料を納付していなかったとすることは不自然である。加えて、申立人に住所異動等の国民年金保険料の未納につながるような周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年2月から46年3月までの期間及び47年4月から52年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の概要

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和42年2月から46年3月まで
②昭和47年4月から52年6月まで

申立期間の国民年金保険料については、昭和53年6月か7月ごろに市役所から特例納付の勧奨を受けて、妻が市役所で特例納付しており、未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

また、申立人及びその妻は、昭和53年6月か7月ごろに市役所から特例納付の最後の機会であるとの説明を受け、申立人の妻が市役所で納付したと述べているが、納付金額についての記憶はあいまいであり、領収書は無かったと思うとしているなど、申立期間に係る保険料の納付状況について具体的な記憶を有していない。

さらに、申立人は、よく覚えていないとしながらも、特例納付したとしている金額は、特例納付する場合に必要な金額と大きく異なっている。

加えて、申立人の申立期間直後の昭和52年7月から53年3月までの保険料及び53年4月から54年3月までの保険料について、それぞれ過年度保険料として一括納付したことが記録されており、特に前者は54年8月に納付されていることから、通常の過年度納付で納付可能な期間までさかのぼって納付されたものと考えられるが、当該納付に係る領収書は残っている一方で、特例納付に係る領収書は見当たらないことから、当該過年度納付は特例納付と共に行われたものではないと推認される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 3 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月から 41 年 3 月まで

私は、昭和 34 年か 35 年に住所変更の届出をせずに転居したが、38 年 3 月以降に私に対応しただけで 3 回ほど町内の人が集金に来て、私と妻の二人分の国民年金保険料を支払ったことを覚えている。申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

また、申立人は、転居に伴う住民異動届をしないまま居住し、国民年金の加入手続を行った記憶も無いが、国民年金保険料を町内の人が集金に来て納付した記憶があると述べている。しかし、住民異動届が提出されていない者について市役所(当時は町役場)が国民年金被保険者とするのは考え難い上、申立人自身も国民年金への加入手続を行った記憶は無いとしていることから、申立期間当時は保険料の納付はできなかったものと考えられる。

さらに、申立人と共に国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻についても、申立期間は未納である上、ほかに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年3月までの期間及び平成元年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和60年4月から61年3月まで
②平成元年4月から同年9月まで

私は、昭和60年3月まで銀行に勤務しており、退職後の1年間はその銀行で国民年金保険料を自主納付した。また、平成元年4月から同年9月までの国民年金保険料は2年分の納付書が社会保険事務所から送付されてきた際に分割で納付することとし、すべて支払ったはずであり、申立期間が未納となっていることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

また、申立期間①については、申立人は国民年金の加入手続を行った記憶は無く、納付についても銀行で納付したはずとするのみで具体的な記憶は無い。

さらに、社会保険事務所の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年4月ごろに払い出されており、その時点では、申立期間の保険料は時効の到来により納付できない上、ほかに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

加えて、申立期間②については、申立人は、平成3年9月ごろに2年分の納付書が社会保険事務所から一括で送付され、その後、改めて分割納付書を送付してもらい、納付したと述べているが、その場合、申立期間の保険料は2か月分を除き時効により納付することができず、元年10月からの分割納付が確認できる社会保険庁の記録に不自然さは無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年8月から52年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月から52年6月まで
私は、昭和51年から53年ごろに市役所から電話で、過去の国民年金保険料の未納について説明を受け、保険料を一括納付することで話は終わった。その後、郵送されてきた納付書で、住居地近くの金融機関で保険料を納付したので、申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

また、申立人は、市役所から電話で特例納付の説明を受けたと主張しているが、当時、市役所では特例納付について該当者へ個別に連絡することは無かったと述べており不自然である。

さらに、申立人は、申立期間の納付時期を昭和51年から53年ごろと述べているが、その大半は特例納付の実施期間ではなく、仮に53年7月から実施された第3回目の特例納付で納付したとしても、申立人が一括納付したとする保険料額は、20歳到達時の資格取得日から特例納付した場合の保険料額と大きく相違する。

加えて、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和53年7月に払い出されているほかに、申立期間に別の国民年金手帳が払い出された形跡も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年9月から54年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月から54年7月まで
昭和49年10月に結婚した当時、母から「あなたが20歳になってからこれまでの国民年金保険料を納めていたから」と国民年金手帳をもらった。保険料は、自宅に町内の人が集金に来ていたので、母がその時に一緒に支払っていたと思う。また、49年11月に市役所に入籍手続に行った際にも国民年金手帳の交付を受けた。結婚後は金融機関の外交の方に各種支払を頼んでいたため保険料も預けていたと思う。申立期間の10年11か月すべてについて保険料が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人はその母から20歳から国民年金保険料を納付していたとする国民年金手帳をもらったとしているが、申立人は加入手続に関与しておらず、加入手続をしたとする母も既に死亡しており、当時の状況は不明である。

さらに、申立人は49年11月に入籍手続に市役所に行った際に、国民年金手帳の交付を受けたとしており、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人が所持している国民年金手帳に記載された手帳発行日から、49年11月に資格取得日を20歳となった43年9月にさかのぼって加入手続をしたと推定され、申立期間について申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立人は、母が町内会で国民年金保険料を納付したとしているが、当時の町内会関係者からは町内会で保険料の集金はしていなかったとの供述もある。

その上、申立期間のうち申立人の結婚後の期間については、国民年金保険料を金融機関の外交担当者に頼んで納付していたとしているが、申立人は、納付書が送られてきたのを見た記憶は無く、同期間について、保険料を納付

していたことをうかがわせる事情は見当たらない。このほか、申立人自身、同期間の後半の厚生年金保険の被保険者資格を取得する少し前は、保険料を納付していなかったとしている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年8月から45年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年8月から45年6月まで
私が20歳になって以降、母親が町内会の集金人に国民年金保険料を未納無く納めてきたと聞いている。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金保険料を納付していたとされる申立人の母親は既に亡くなっており、当時の保険料の納付状況等は不明である。

さらに、社会保険事務所の記録によると、申立人の国民年金手帳は、昭和46年11月ごろに払い出され、その際に資格取得日を申立人が20歳の時点までさかのぼって国民年金被保険者資格が取得されている。したがって、その時点では、申立期間の国民年金保険料は特例納付の保険料又は過年度保険料となることから町内会では納付できず、ほかに申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年8月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年8月から44年3月まで

私は、昭和36年12月に結婚してしばらく後に、市役所から国民年金への加入案内があったので自分で加入手続を行った。

申立期間については、夫婦二人分の国民年金保険料を集金人を通じて納めていたもので、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

また、申立人は、婚姻後、しばらくして加入手続を行ったと述べているが、具体的な時期について記憶しておらず、集金人への納付を開始した時期についての記憶もあいまいである。

さらに、申立人は、申立期間直後の昭和44年度及び45年度の保険料を過年度納付しているほか、申立人の夫も申立期間を含む昭和40年1月から46年3月までについては、過年度納付や特例納付を行っており、夫婦二人分の保険料を集金人を通じて納めていたとは考え難い。

加えて、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金加入手続は昭和40年12月ごろに行われ、その際に申立人の20歳の時点までさかのぼって被保険者資格を取得しており、加入手続の時点で、38年9月以前の保険料については時効の到来により納付できず、申立期間のうち38年10月から40年3月までの保険料については、加入手続の時点で、過年度分の保険料となるため、集金人による納付はできない上、申立期間において申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。